函館市企業局水道料金等徴収業務委託に係る
プロポーザル募集要領

令和２年８月
函館市企業局

目　　次

1　業務概要に関する事項 ---------- 1

2　参加資格に関する事項 ---------- 2

3　プロポーザルの実施に係る事業者向け説明会の開催 ---------- 2

4　参加申込み手続きに関する事項 ---------- 3

5　参加資格審査および参加資格審査結果通知に関する事項 ---------- 3

6　業務提案書および業務提案見積書の作成に必要な資料の閲覧 ---------- 4

7　業務提案書等の作成に係る質問の受付に関する事項 ---------- 4

8　業務提案書の記載内容に関する事項 ---------- 5

9　業務提案書等の作成および提出に関する事項 ---------- 5

10　プレゼンテーションおよびヒアリングの実施に関する事項 ---------- 6

11　受託候補事業者の選定に係る審査に関する事項 ---------- 7

12　審査結果 ---------- 7

13　プロポーザルの途中辞退 ---------- 7

14　プロポーザルの失格要件 ---------- 7

15　契約の締結に関する事項 ---------- 8

16　その他の事項 ---------- 8

函館市企業局水道料金等徴収業務委託に係るプロポーザル募集要領

本要領は，函館市企業局（以下「当局」という。）の委託する水道料金等徴収業務（以下「本業務」という。）について，最も適した受託候補事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり，その手続き等必要な事項を定めるものです。

また，本業務の仕様は，当局が標準的に実施する内容を記した函館市企業局水道料金等徴収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりですが，プロポーザルの実施にあたっては，プロポーザル参加者から，お客さまサービスの向上や収納率の向上等が期待できる効率的かつ効果的な提案を求めるものです。

１　業務概要に関する事項

(1) 業務名

「函館市企業局水道料金等徴収業務」

(2) 業務内容

ア　受付・検針等業務

（ア）受付業務

（イ）定期検針業務

（ウ）清算検針業務

（エ）再検針調査業務

（オ）量水器管理業務

（カ）上下水道情報等入力業務

イ　収納・滞納整理業務

（ア）口座振替業務

（イ）納入通知業務

（ウ）収納業務

（エ）滞納整理業務

（オ）給水停止業務

ウ　その他附帯する業務

(3) 履行期間

本業務の履行期間は，令和３年(２０２１年)４月１日から令和８年(２０２６年)３月３１日までとします。

(4) 履行準備期間

本業務を円滑に履行するための引継ぎ等に要する履行準備期間は，契約締結日から令和３年(２０２１年)３月３１日までとします。ただし，履行準備期間に要する費用は，受託事業者の負担とします。

(5) 業務提案に係る委託料の見積上限額

１，６１５，１１５，０００円

（５か年総額，消費税および地方消費税相当額を含まない。）

２　参加資格に関する事項

(1) 参加者の資格

プロポーザルの参加資格は，次に掲げるとおりとします。

ア　法人または複数の法人で構成する共同企業体であること。

イ　共同企業体により参加する場合は，構成員の中から代表法人を定めること。

ウ　一法人が複数の参加申込みをすることはできません。また，共同企業体により参加する場合も一法人とみなします。

エ　共同企業体の構成員は，法人単独および他の共同企業体の構成員として参加することはできません。

(2) 参加者の制限

プロポーザルへの参加者またはその構成員は，参加申込書提出の際に，次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

ア　平成３１・３２（２０２０）年度および令和２年度における函館市競争入札参加資格（物品供給等）を有する者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

ウ　函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成２３年４月１日施行）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

エ　函館市企業局暴力団等排除措置要綱（平成２３年９月３０日施行）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。

オ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

カ　平成２７年（２０１５年）４月１日以降，給水人口１０万人以上の水道事業体等において，水道料金等の徴収業務を２年以上継続して受託した実績のある者（現在履行中の業務を含みます。）。ただし，共同企業体により参加する場合は，代表法人がその要件を満たしていれば，その構成員は当該要件の有無を要しません。

キ　函館市の市税，消費税および地方消費税に滞納がない者であること。

３　プロポーザルの実施に係る事業者向け説明会の開催

プロポーザルの実施にあたり，参加申込みの受付期間中に，本業務の業務内容や参加申込み手続き等について説明を行う事業者向け説明会を開催します。

なお，本説明会への参加は，参加申込みをするための必須要件ではありません。

(1) 開催日時

令和２年（２０２０年）８月２５日（火）午後２時から

(2) 開催場所

函館市企業局本庁舎内　４階大会議室（函館市末広町５番１４号）

(3) 参加人数

１事業者につき（共同企業体により参加する場合は１構成員につき）３名以内

4　参加申込み手続きに関する事項

(1) 提出書類

ア　プロポーザル参加申込書（様式第１－１号）

イ　プロポーザル参加資格要件に関する誓約書（様式第２号）

ウ　会社の設立年月日，所在地，資本金，事業内容，従業員数，沿革等，参加申込者の会社概要が記載された資料

エ　定款および法務局が発行する商業・法人登記簿の履歴事項全部証明書および印鑑証明書（発行から３か月以内のもの）

オ　会社案内パンフレット等

カ　直近２か年の会計年度における貸借対照表，損益計算書および株主資本等変動計算書

キ　類似業務受託実績調書（様式第３号）

ク　上記キの類似業務受託実績調書に記載した類似業務の受託実績を証する契約書の写し

ケ　函館市の市税（納税義務がない場合は不要。），消費税および地方消費税に滞納がないことを証する書類

コ　共同企業体により参加を申込む場合の追加提出書類

- プロポーザル参加申込書構成員調書（様式第１－２号）
- 共同企業体協定書（本業務を共同企業体により受託する意思を明確にした協定書）
- 共同企業体のすべての構成員に係る上記イからケまでの書類

(2) 提出部数

各１部

(3) 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし，郵送の場合は提出期限内必着とします。

(4) 提出期間

令和２年(２０２０年)８月１７日（月）から

令和２年(２０２０年)９月　２日（水）までの午前９時から午後５時まで

（ただし，持参する場合は，日曜日，土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除きます。）

5　参加資格審査および参加資格審査結果通知に関する事項

当局は，参加申込者から提出された参加申込書等の書類をもとに，プロポーザルへの参加資格の審査を行い，参加申込者に対して，その結果を通知します。

(1) 参加資格審査結果通知の発送日

令和２年(２０２０年)９月４日（金）

(2) 参加資格を有すると認められた参加申込者への通知

プロポーザル参加要請書（様式第４号）により通知します。

(3) 参加資格を有しないと認められた参加申込者への通知

プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第５号）により，参加資格を有しないと認められた理由を付して通知します。

６　業務提案書および業務提案見積書の作成に必要な資料の閲覧

プロポーザルの参加資格を有すると認められた参加申込者（以下「参加要請者」という。）は，業務提案書および業務提案見積書（以下「業務提案書等」という。）の作成に必要となる資料を閲覧することができます。

(1) 閲覧期間

令和２年（２０２０年）９月　９日（水）から
令和２年（２０２０年）９月１６日（水）までの午前９時から午後５時まで
（ただし，日曜日，土曜日および祝日を除きます。）

(2) 閲覧場所

函館市企業局本庁舎　２階料金課内（函館市末広町５番１４号）

(3) 閲覧人数

１参加要請者につき４名以内

(4) 閲覧資料

・　函館市企業局水道料金等徴収業務に係る業務要領ほか
・　その他必要と認める資料

(5) その他

・　資料の持ち出しおよび撮影等は一切認めません。
・　資料の閲覧中における質問には一切回答しません。
・　資料の閲覧を希望する場合は，閲覧日時について，事前に電話または電子メールにて，お申し込みください。

７　業務提案書等の作成に係る質問の受付に関する事項

業務提案書等の作成に係る参加要請者からの質問を下記のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和２年（２０２０年）９月　９日（水）から
令和２年（２０２０年）９月２３日（水）までの午前９時から午後５時まで

(2) 提出方法

プロポーザルに係る質問書（様式第６号）へ質問内容を簡潔に記入し，電子メールにて提出してください。ただし，電子メール送信後は，必ず電話にて連絡してください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は，適宜，函館市ホームページに掲載します。

(4) 回答期限

令和２年（２０２０年）９月２９日（火）

８　業務提案書の記載内容に関する事項

業務提案書は，下記の事項について記載，添付し作成してください。なお，記載内容は簡潔で明瞭なものとしてください。

(1) 会社の設立年月日，所在地，資本金，事業内容，従業員数，沿革等，参加要請者の会社概要が記載された資料（就業規則ならびに労働基準法第３６条に基づく時間外および休日の労働に関する協定書の写しも添付してください。）

(2) 直近２か年の会計年度における貸借対照表，損益計算書および株主資本等変動計算書

(3) 経営方針および社会的責任を果たすためのコンプライアンスへの取組みが記載された資料

(4) 本業務の類似業務に係る受託実績，その取組方針および成果が記載された資料

(5) 地域貢献の考え方

(6) 人材の育成および確保の考え方

(7) 個人情報保護の考え方（プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を取得している場合は，それを証する書類の写しも添付してください。）

(8) 災害等危機管理への対応の考え方（業務継続計画など，災害等に備えたマニュアルなどがあれば添付してください。また，各種損害賠償責任保険等への加入状況が確認できる保険証書の写しも添付してください。）

(9) 業務執行体制および業務執行計画の考え方

(10) 受付業務に対する考え方

(11) 定期検針，清算検針および再検針調査業務に対する考え方

(12) 量水器管理業務に対する考え方

(13) 上下水道情報等入力業務に対する考え方

(14) 収納業務（口座振替および納入通知業務を含む。）に対する考え方

(15) 滞納整理業務（給水停止業務を含む。）に対する考え方

(16) 東部営業所の業務に対する考え方

(17) 収納率の目標値の確保等に係る提案

(18) その他の業務提案

９　業務提案書等の作成および提出に関する事項

業務提案書等の作成形態および提出については，下記のとおりとします。

(1) 業務提案書等の作成形態

ア　業務提案書

・　業務提案書正本および副本の表紙には，「業務提案書」（様式第７号）を使用してください。

・　業務提案書は，日本語を使用するものとし，日本工業規格Ａ４版縦置き，横書き，左綴り，両面印刷にて作成し，１部ずつファイルに綴り提出してください。なお，資料等でＡ３版を使用する場合は，折綴りとしてください。

イ　業務提案見積書

・　業務提案見積書は，「業務提案見積書」（様式第８－１号）を使用し，業務提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について，「提案見積金額に係る積算内訳書」

（様式第８－２）を作成のうえ，業務提案書の最後に添付し提出してください。

・　提案見積金額は,消費税および地方消費税相当額を含まない額を記載してください。

(2) 業務提案書の提出部数等

ア　提出部数

・　業務提案書　　正本　１部
　　副本　９部

イ　提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし，郵送の場合は提出期限内必着とします。

ウ　提出期間

令和２年(２０２０年)１０月　５日（月）から
令和２年(２０２０年)１０月１３日（火）までの午前９時から午後５時まで

(3) その他

・　業務提案書等の提出後における書類の差替え，追加および再提出は一切認めません。

・　業務提案書の著作権は，それぞれの製作者に帰属しますが，プロポーザルの実施上必要な場合は，当局が無断で複製することがあります。

・　業務提案書等の提出書類は,プロポーザルの実施以外の目的には使用しません。また,如何なる理由があっても返却しません。

10　プレゼンテーションおよびヒアリングの実施に関する事項

業務提案書等の提出後，参加要請者ごとにプレゼンテーションおよびヒアリングを実施します。

(1) 実施時期

令和２(２０２０年)年１０月下旬
（実施日時は，決定次第，各参加要請者に対して，別途通知します。）

(2) 実施場所

函館市企業局本庁舎内　４階大会議室（函館市末広町５番１４号）

(3) 所要時間

１参加要請者につき　プレゼンテーション　３０分以内
　　ヒアリング　　３０分程度

(4) 参加人数

１参加要請者につき５名以内
（ただし，共同企業体の場合は，各構成員から必ず１名以上出席してください。）

(5) その他

・　プレゼンテーションによる説明内容は,業務提案書に記載する範囲内としてください。

・　プレゼンテーションおよびヒアリングの実施順は，業務提案書等を受理した順とします。

11　受託候補事業者の選定に係る審査に関する事項

(1) 審査機関

受託候補事業者の選定に係る審査は，当局の職員および外部の有識者で構成する函館市企業局水道料金等徴収業務受託候補事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。

(2) 審査方法

参加要請者から提出された業務提案書および業務提案見積書のほか，プレゼンテーションおよびヒアリングをもとに，別に定める選定基準に基づき評価，採点を行い，審査委員会委員の平均点数が最も高い参加要請者について，審査委員会委員の合議を経て，受託候補事業者として決定します。

※　評価項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計して平均点を算出し，小数点以下の端数があるときは，小数点第三位を四捨五入します。

12　審査結果

(1) 審査結果通知

審査結果は，審査終了後，速やかにすべての参加要請者に通知することとし，受託候補事業者に決定した参加要請者に対しては「受託候補事業者決定通知書」（様式９号），受託候補事業者に決定されなかった参加要請者に対しては，「受託候補事業者非決定通知書」（様式第10号）により通知します。

なお，審査結果に関する問い合わせや異議申立ては一切受け付けないこととします。

(2) 審査結果の公表

審査結果は，函館市のホームページで公表します。

なお，受託候補事業者に決定した参加要請者は，受託候補事業者名および評価点数を，受託候補事業者に決定されなかった参加要請者は，評価点数のみを公表します。

13　プロポーザルの途中辞退

参加申込者は，参加申込書提出以降のどの時点においても，プロポーザルを辞退することができます。

プロポーザルを辞退する場合は，「プロポーザル参加辞退届」（様式第11号）を持参または郵送により提出してください。

なお，参加要請者からの業務提案書等が，本要領９の（1）のウに定める提出期間内に提出されなかったときは，プロポーザルを辞退したものとみなします。

14　プロポーザルの失格要件

参加申込者が次に掲げるいずれかに該当する場合は，プロポーザルへの参加を取り消すこととします。

- プロポーザルの実施途中において，参加申込者が本要領２の（2）に定める参加資格要件を満たさない事由が発覚したとき。
- 業務提案見積書の業務提案見積金額が本要領１の（5）に定める見積上限額を上回る価格で提案したとき。

15　契約の締結に関する事項

(1) 契約締結に向けた協議

当局は，仕様書および受託候補事業者の業務提案書等をもとに，受託候補事業者と契約の締結に向けた契約内容等の協議を行い，合意に達した場合は随意契約により契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の取扱い

契約書に添付する仕様書は，契約締結に係る合意内容を反映させるため，追加および変更等を行うものとします。

(3) 次順位者の繰上げ

失格その他の理由により受託候補事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は，プロポーザル結果において次順位以下の参加要請者のうち，評価点数が上位であった者から契約の締結に向けた協議を行うものとします。

(4) 契約保証金

契約保証金は，函館市企業局契約規程(平成２３年函館市企業局規程第３２号)第２８条第２項の規定により，その全額を免除します。

16　その他の事項

(1) プロポーザルへの参加に係る費用の負担

プロポーザルへの参加に伴う書類の作成，書類の提出に係る費用および旅費その他一切の費用は，すべて参加申込者の負担とします。

(2) 書類の配布等

プロポーザルの実施に伴う参加申込書その他すべての書類の配布は，下記の函館市ホームページからダウンロードする方法によるものとします。

また，業務提案書等の作成に係る質問に対する回答および受託候補事業者の選定結果に係るホームページへの掲載先についても，下記のとおりとします。

【ホームページのＵＲＬ　https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/】

(3) 問い合わせ先

プロポーザルに係わる書類の提出および質問等の受付窓口等の問い合わせ先は，下記のとおりです。

函館市企業局管理部料金課（函館市企業局本庁舎内２階）	
	担当：埜澤
所　在　地	〒０４０－８５４１
	函館市末広町５番１４号
電　　話	０１３８－２７－８８３３
Ｆ　Ａ　Ｘ	０１３８－２３－１８３５
電子メール	kenshin-hw@city.hakodate.hokkaido.jp

【別紙】

プロポーザル実施日程表

内　　容	実施日程
プロポーザルの実施公告	令和２年(2020年)　８月１７日(月)
参加申込書等の提出期間	令和２年(2020年)　８月１７日(月)から 令和２年(2020年)　９月　２日(水)まで
プロポーザルの実施に係る事業者向け説明会	令和２年(2020年)　８月２５日(火)
参加資格審査結果通知の発送	令和２年(2020年)　９月　４日(金)
業務提案書等の作成に必要な資料の閲覧	令和２年(2020年)　９月　９日(水)から 令和２年(2020年)　９月１６日(水)まで
業務提案書等の作成に係る質問の受付期間	令和２年(2020年)　９月　９日(水)から 令和２年(2020年)　９月２３日(水)まで
業務提案書等の作成に係る質問に対する回答期限	令和２年(2020年)　９月２９日(火)
業務提案書等の提出期間	令和２年(2020年)１０月　５日(月)から 令和２年(2020年)１０月１３日(火)まで
プレゼンテーションおよびヒアリング	令和２年(2020年)１０月下旬
受託候補事業者の選定	令和２年(2020年)１０月下旬
受託候補事業者決定通知等の発送	令和２年(2020年)１０月下旬
契約締結に向けた契約内容等の協議	令和２年(2020年)１０月下旬から
契約締結	令和２年(2020年)１１月下旬
履行準備期間（引継ぎ等）	令和２年(2020年)１１月下旬から 令和３年(2021年)　３月３１日(水)まで
業務開始	令和３年(2021年)　４月　１日(木)